

第118回 日本精神神経学会

精神保健福祉法 一次の法改正を見据えてー

岡山市こころの健康センター
太田順一郎
2022.06.18@福岡国際会議場

※発表に関連し、開示すべきCOI
関係にある企業などはありません。

平成25年改正

- (1) 41条大臣指針；精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定
- (2) 保護者制度の廃止
- (3) 医療保護入院の見直し；①家族等同意制度の開始、②退院後生活環境相談員の選任、地域援助事業者の紹介、退院支援委員会の設置、など退院支援のための制度・役割
- (4) 精神医療審査会の見直し；有識者委員→精神保健福祉委員

平成25年改正時附帯決議

1. 障害者権利条約の具現化
2. 精神科医療機関の施設・人員配置基準（精神科特例）
3. 代弁者制度など入院患者の権利擁護。意思決定・意思表示支援
4. 非自発的入院の減少に向けて、「家族等同意」や「国と自治体の責任」や「指定医の判断」の検討
5. 精神医療審査会の機能強化
6. 非自発的入院に関し、家族の負担の軽減
7. 医療保護入院患者の退院促進。そのための地域資源の整備充実
8. 家族等同意の優先順位の明示
9. 認知症患者の精神科病院への社会的入院の解消
10. 認知症患者のため成年後見制度の改善・普及

平成25年改正後

- ・平成29年5月17日、参議院本会議において採択された精神保健福祉法改正法案は衆議院に送られたが、同年9月の衆議院冒頭解散に伴って廃案となった。
- ・同法案は結局年明けの通常国会にも上程されることはなく、法改正はその後5年を経過するが棚上げとなったままである。
- ・しかし改正法案に含まれていた措置入院制度の見直しは、法改正が実現しないまま平成30年3月に発出された部長通知『地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン』等によって実施されることになった。
- ・指定医制度に関する見直しも同様に、法改正がされないままに通知レベルで新しい運用がなされている状況にある。

日本精神神経学会からの提言

- ・非自発的入院制度を見直して国と自治体の責任を明確化すること
- ・精神医療審査会の改革などを通じ入院患者の権利擁護の欠陥を改めること
- ・医療法特例の廃止など精神科医療・保健・福祉への適切な予算措置
- ・精神保健福祉法の解体的法制度の再編成（精神障害の特殊扱いの是正）

日本弁護士連合会の大会決議

- 精神障害のある人だけを対象とした、現行精神保健福祉法による強制入院制度の廃止（廃止に向けたロードマップの提示）
- 廃止までの間、精神障害のある人に対する強制入院、行動制限などに関し国際基準に適う厳格な手続保証制度を整備
- 精神障害のある人に地域生活を平穩に送る権利を保障。予算や人材を（入院から）地域医療福祉に移行。住居、所得、雇用、相談・支援等の体制を整備
- 精神障害のある人の尊厳を回復し、差別・偏見のない社会を実現
- 精神障害に関連する国際諸条約が定める国内人権機関の創設及び個人通報制度を導入

全国精神医療ユーザー調査1000人の声

- Q18 行動制限（隔離、拘束）を受けたことがあるか
- Q19 行動制限の際に、精神保健指定医から、その「隔離理由」を告知
- Q20 行動制限で拘束されたとき理由の告知
- Q21 行動制限（隔離、拘束）についての意見、閉鎖処遇を体験の有無
- Q25 弁護士や精神保健医療審査会への電話が制限されることはあったか
- Q28 プライバシー関係で困ったことがある方にお聞きします。一番困った事
- Q29 入院患者が拘束されている場面でどんな思いをしたか
- Q30 今後、入院精神障害者の人権を守るために重要であること
- Q31 あなたにとって病者や障害者の権利
- Q34 その人権侵害は過干渉、無視、虐待（暴力も含む）のどれに当たるか
- Q39 あなたは入院中に人権侵害に当たる治療行為を受けたことがあるか
- Q41 入院中の人権侵害に当たる治療行為を加えた人はどんな職種か

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の展開

- 精神保健に関する市町村等における相談支援体制
- 第8次医療計画
- 精神科病院に入院する患者への訪問相談
- 医療保護入院
- 患者の意思に基づいた退院後支援
- 不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組
- 精神病床における人員配置の充実
- 虐待の防止に係る取組

さて、論点はどこにあるのか

- 検討会では、市町村の精神保健相談（第47条4項）、入院患者への訪問相談（新規）、家族等全員の意思表示（第33条3項）、入院期間の設定（第33条8項）、退院後支援（第33条の4の2項）、身体的拘束の要件（第37条第1項関連通知）、など。
- 日弁連は、強制入院制度自体の段階的解消を打ち出しており、検討会でも当初の資料では医療保護入院制度の廃止が書き込まれていた。歴代の学会見解では、強制入院廃止までは踏み込んだことはない。
- 学会は家族等同意の廃止に関しては意見は明確。アドボケート制度を強く希望している。

個人的な希望としては

- アドボケート制度：「訪問相談」にすり替わってしまうのはやはり辛いところがある。
- 医療保護入院の廃止：廃止は中止になったとして、一本化は難しいのだろうか。その場合要件をどのような規定にするか。いずれにしろ「家族等同意」は見直すことが望ましい。
- 身体的拘束の要件：やはり「多動又は不穩」は拘束の要件としてはふさわしくないのではないか。